

東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要

綱

平成25年3月29日
公社要綱第8号

改正 令和 4年 3月31日 公社要綱第 7号 (い)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）における契約事務の適正な執行を確保するため、登録業者（東京都住宅供給公社契約規程第9条に基づき、理事長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加資格者として登録している者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等（第2条に定める取扱（指名停止、注意の喚起及び競争入札参加資格の取消）をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。(い)

(取扱の範囲)

第2条 この要綱に基づく取扱は、次の各号のいずれかとする。(い)

- 一 登録業者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、当該登録業者について指名停止を行う。指名停止に至らない場合は、当該登録業者に対し、注意の喚起を行うことができる。(い)
- 二 登録業者が別表の4の(1)に該当する場合で、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる者を関与させるなど極めて悪質と認められるときは、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。(い)

(手続等) (い)

第3条 理事長は、指名業者選定委員会要綱（平成元年公社要綱第12号）に定める指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止等を行うものとする。ただし、登録業者が別表の1又は4の(1)に該当するとき、その他特に必要があるときは、当該登録業者について、委員会の協議を経るまでの間、指名停止を行うことができる。(い)

- 2 契約担当者等（東京都住宅供給公社契約規程第7条に定める者をいう。以下同じ。）は、指名停止等に該当する事実を把握したときは、委員会に議案として提出するものとする。(い)

- 3 委員会は、提出された議案について、該当する事実の確認を行った上で、指名停止等

- の取扱について協議を行う。(イ)
- 4 指名停止が行われたときは、契約担当者等は、その期間が満了するまで、当該登録業者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。(イ)
 - 一 希望票等の受付（電子入札にあたっては参加申込の受付）(イ)
 - 二 指名通知又は随意契約における競争見積依頼 (イ)
 - 三 落札決定又は随意契約における競争見積による採用決定 (イ)
 - 5 契約担当者等は、指名停止期間中の登録業者に対して、現に前項各号に掲げる事項を行っているときは、当該登録業者の以降の契約手続への参加（契約締結を含む）を認めないものとする。(イ)
 - 6 指名停止期間中の登録業者又は第2条第二号の規定により競争入札参加資格を取り消されている者は、公社が発注する工事、委託等を受注者から下請し、又は受託することなどの関与をしてはならない。(イ)

(対象の特例等)

第4条 別表の2、3又は4の(6)の場合において、例えば土木部、建築部等のように、部門ごとの責任者として役員（執行役員を含む。）をあてており、その部門ごとの責任体制が社内で明確にされている場合は、当該登録業者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。(イ)

- 2 別表の2、3又は4の(7)の取扱要件により指名停止又は注意の喚起を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき登録業者である下請負人等があることが明らかとなったときは、元請負人に対する指名停止又は注意の喚起に加えて、当該下請負人等に対して、元請負人の指名停止期間の範囲内で指名停止又は注意の喚起を行うことができる。(イ)
- 3 別表の4の(1)又は(2)の取扱要件により指名停止等の対象となる登録業者又は指名停止等の取扱を受けた登録業者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、他の登録業者へ全部又は一部を移行する場合は、同じ取扱要件により移行先の登録業者に対しても指名停止等を行うことができる。(イ)
- 4 公社が発注した契約において、別表の4の(1)の取扱要件により、登録業者である個人又は登録業者である法人の役員若しくは使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該登録業者である個人又は当該登録業者である法人の役員若しくは使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の登録業者についても、同様に指名停止又は競争入札参加資格の取消を行うことができる。(イ)
- 5 共同企業体について指名停止等を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員についても指名停止等を行うものとする。(イ)
- 6 事業協同組合等に対し、指名停止等を行うときは、当該事業協同組合等の登録業者で

ある構成員に対しても、指名停止等を行うことができる。(い)

- 7 第5項及び第6項の規定により構成員について指名停止等を行うときは、明らかに当該指名停止等の責を負わないと認められる者を除くものとする。(い)

(期間)

第5条 登録業者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。

- 2 指名停止期間の開始日は、別表各号に定められたものを除き、理事長が定めるものとする。(い)

- 3 登録業者が一つの事案により別表各号の取扱要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる取扱要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。(い)

- 4 既に指名停止期間中の登録業者が、別の事案により別表各号に掲げる取扱要件に新たに該当することになった場合は、その時点から重複して、当該取扱要件に定める期間について指名停止を行うものとする。この場合、指名停止期間算定に当たり、既存の指名停止期間のうち残存する期間を合算することができる。(い)

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。(い)

一 登録業者が、別表の1又は別表の4の(3)の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、いずれかの取扱要件に該当することとなったとき。

二 登録業者が、別表の4の(1)又は(2)の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、いずれかの取扱要件に該当することとなったとき。(い)

三 登録業者が、別表の3、4の(4)、4の(5)、4の(6)又は4の(7)の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後、若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれ同一の取扱要件に該当することとなったとき。(い)

四 登録業者が、別表の7の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び、当該取扱要件に該当したとき。(い)

五 別表の4に該当する場合で、当該違反行為において登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき、又は、当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。(い)

六 登録業者が、同時期に、複数の取扱要件に該当する事案が複数あるとき又は同一の取扱要件に該当する事案が複数あるとき。(い)

- 七 その他、特に必要であると認められるとき。(イ)
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。(イ)
- 一 別表の2又は3に該当する場で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
- 二 その他特に必要があると認められるとき。(イ)
- 7 悪質な事由あるいは斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。(イ)
- 8 指名停止期間中の登録業者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。(イ)
- 9 第4条第2項の規定による下請負人等の指名停止の期間は、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。(イ)
- 10 第10条の規定による報告等を怠った場合は、報告等を怠った登録業者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。(イ)
- 11 第2条第二号の規定による競争入札参加資格の取消期間は、逮捕又は起訴を知った日から2年とする。(イ)

(通知)

- 第6条** 指名停止を行ったときは、当該登録業者に対し遅滞なく、別記様式1により、通知するものとする。(イ)
- 2 第5条第6項及び第5条第8項の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該登録業者に対し遅滞なく、別記様式2により、通知するものとする。(イ)
- 3 第9条第1項の規定により指名停止を解除したときは、当該登録業者に対し遅滞なく、別記様式3により、通知するものとする。(イ)
- 4 第9条第2項の規定により、過去の指名停止取扱について解除に相当するものとして取り扱うときは、当該登録業者に対し遅滞なく、別記様式4により、通知するものとする。(イ)
- 5 注意の喚起を行うときは、当該登録業者に対し遅滞なく、別記様式5により、通知するものとする。(イ)
- 6 競争入札参加資格の取消を行ったときは、当該登録業者に対し遅滞なく、別記様式6により通知するものとする。(イ)
- 7 前各項の通知を受けた者は、理事長に対して通知内容についての説明を求めることができる。(イ)
- 8 前項の説明を求められたときは、理事長はこれに応じなければならない。(イ)

(苦情申立て)

- 第7条** 第6条第8項の規定による説明に苦情がある者は、別記様式7により理事長に対

して苦情を申し立てることができる。(い)

2 前項の苦情申立て（以下「苦情申立て」という。）は、次に掲げる期間内に行われなければならない。

一 指名停止及び注意の喚起 当該指名停止及び注意の喚起を通知した日の翌日から起算して10日以内（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）(い)

二 競争入札参加資格の取消 当該競争入札参加資格取消を通知した日の翌日から起算して30日以内（休日を除く。）(い)

3 理事長は、苦情申立てがあったときは、別記様式8により速やかに回答するものとする。(い)

4 理事長は、第2項の規定による苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その苦情申立てを却下することができ、その旨書面で回答するものとする。(い)

5 理事長は、第3項の規定による回答をした場合は、速やかに苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

(指名停止等の公表)(い)

第8条 指名停止を行ったとき、又は競争入札参加資格の取消を行ったときは、別記様式9により、登録業者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。(い)

2 第5条第6項及び第5条第8項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。(い)

3 第9条の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

(指名停止の解除等)(い)

第9条 指名停止期間中の登録業者が、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該登録業者に係る指名停止の解除を行うものとし、その効力は将来に向かってのみ生ずるものとする。(い)

2 指名停止取扱を受け、その期間が終了した登録業者が、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったことを申し出た場合は、当該指名停止取扱について解除に相当するものとして取り扱うものとする。(い)

3 契約担当者等は、第1項により指名停止を解除したとき及び第2項により指名停止取扱について解除に相当するものとして取り扱うものとしたときは、直近の委員会に報告するものとする。(い)

(報告等)

第 10 条 別表の 4 の(1)又は(2)の取扱要件により指名停止等の取扱を受けた登録業者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、全部又は一部を他の登録業者へ移行する場合、契約担当者等は、移行元の登録業者から遅滞なく、別記様式 10 により届け出させるものとする。(い)

2 契約担当者等は、公社が発注した契約において、別表の 4 の(1)の取扱要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、指名停止等の取扱を受けた登録業者に、役員
の兼職について別記様式 11 により報告させるものとする (い)

(指名停止の特例)

第 11 条 契約担当者等は、指名停止期間中の登録業者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、指名、見積依頼、又は下請等の関与が特に必要と考えられる場合は、委員会に協議のうえ、理事長に特例の申出を行うことができる。(い)

2 理事長は、前項に基づく特例の申出を受けた場合、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合に限り、指名、見積依頼、又は下請等の関与を認めるものとする。(い)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(工事請負業者指名停止基準の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、工事請負業者指名停止基準（昭和 43 年 4 月 17 日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に判明した、旧工事請負業者指名停止基準に該当する事案については、なお従前の例による。

附 則 (い)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (い)

取 扱 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>次のア、イ又はウに掲げる者が公社職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 登録業者の役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所等の長をいう。）でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 登録業者の使用人で、ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>1 2月以上 2 4月以内 (標準 2 4月)</p> <p>9月以上 2 4月以内 (標準 1 8月)</p> <p>6月以上 1 8月以内 (標準 1 2月)</p>
<p>2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故</p> <p>公社発注の契約履行上の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に損害を与え、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に負傷者を出し、又は事故周辺の公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合</p>	<p>2月以上 6月以内 (標準 4月)</p> <p>1月以上 3月以内 (標準 2月)</p> <p>1月以上 3月以内 (標準 2月)</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p> <p>(1) 公社発注の工事契約並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務等の委託契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合（契約金額が250万円以下の請負工事等は除く。）</p> <p>ア 40点未満</p> <p>イ 40点以上50点未満</p> <p>ウ 50点以上55点未満</p> <p>エ 2年の間に文書注意2回</p>	<p>1月以上12月以内</p> <p>(標準 9月)</p> <p>(標準 6月)</p> <p>(標準 3月)</p> <p>1月</p>

<p>(2) 公社発注の総合管理業務委託等に係る成績評定結果において、成績評定結果が不良であると認められる場合</p> <p>ア D評定</p> <p>イ 2年の間に文書注意2回</p>	<p>1月以上12月以内 (標準3月)</p> <p>1月</p>
<p>(3) 公社発注の工事契約において、施工に当たり、工事等を粗雑にしたと認められる場合</p>	<p>1月以上12月以内 (標準9月)</p> <p>(小口・緊急修繕等の場合にあつては、1月以上6月以内(標準1月))</p>
<p>(4) その他公社発注の契約において、知り得た秘密を漏らすなど、その履行に際し著しく適正を欠く行為があつたと認められる場合</p>	<p>1月以上6月以内 (標準3月)</p> <p>(小口・緊急修繕等の場合にあつては、1月以上3月以内(標準1月)、不正軽油の継続使用は標準1月)</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つた行為</p>	
<p>(1) 公社発注の契約に関し、登録業者である個人、登録業者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>9月以上24月以内 (標準18月)</p>
<p>(2) 公社発注の契約に関し、登録業者である法人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し((1)の場合を除く。)契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>7月以上24月以内 (標準14月)</p>

<p>(3) 公社発注の契約に関し、登録業者である法人が、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）」に違反し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>3月以上12月以内 (標準6月)</p>
<p>(4) 公社発注の契約に関し、登録業者である個人、登録業者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>3月以上12月以内 (標準6月)</p>
<p>(5) 公社発注の契約に関し、登録業者である個人、登録業者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）」、「不正競争防止法（平成5年法律第47号）」、「政治資金規正法（昭和23年法律第194号）」、「下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）」、その他法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>3月以上12月以内 (標準6月)</p>
<p>(6) 公社発注の契約に関し、登録業者である法人が、「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p>	<p>3月以上 9月以内 (標準4月)</p>
<p>(7) 前6項に掲げる場合のほか、登録業者である個人、登録業者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、次の各号に掲げる違反行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失つたと認められる場合</p>	<p>1月以上 9月以内</p>
<p>ア 税法（「法人税法（昭和40年法律第34号）」、「所得税法（昭和40年法律第33号）」、「消費税法（昭和63年法律第108号）」、「地方税法（昭和25年法律第226号）（法人事業税、個人事業税）」）</p>	<p>(標準2月)</p>
<p>イ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）」（建設作業機械等からの排出ガスに含</p>	<p>(標準2月)</p>

<p>まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止)</p> <p>ウ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」、「警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）」、「建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）」</p> <p>エ 「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」</p> <p>オ その他違法行為等</p>	<p>(標準 1 月)</p> <p>(標準 1 月)</p> <p>(標準 1 月)</p>
<p>5 入札参加における虚偽記載等</p> <p>公社発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p> <p>(標準 3 月)</p>
<p>6 入札参加資格申請における虚偽申請</p> <p>公社の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月以内</p> <p>(標準 6 月)</p>
<p>7 不誠実な行為</p> <p>公社発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月以内</p> <p>(標準 6 月)</p>
<p>8 その他不正な行為</p> <p>(1) 第 2 条第 1 項の規定による注意を受けた場合（前回の注意から 1 年以内に 2 回以上の注意を受けた場合、2 回目から対象）</p> <p>(2) 4 及び前項に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月以内</p> <p>(標準 1 月)</p> <p>1 月以上 1 2 月以内</p>

別記様式 1

文書番号
年 月 日

登録業者の会社名等
代表者氏名様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

指名停止通知書

下記のとおり、東京都住宅供給公社が実施する指名競争入札において指名停止を決定したので通知します。

記

1 指名停止期間

○月（年月日から年月日まで）

2 指名停止の理由

○○○○

（東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱別表の○の（○）の○に該当）

- ※1 上記指名停止の理由が、同要綱別表の4の(1)又は(2)に該当する場合は、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、指名停止の対象となった登録業者又は登録業者の一部を他の登録業者へ移行する場合は、別記様式10により速やかに届け出ること。
- ※2 上記指名停止の理由が、同要綱別表の4の(1)に該当する場合は、別記様式11により速やかに報告すること。
- ※3 この決定に苦情がある場合は、同要綱第7条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対して苦情を申し立てることができる。
- ※4 上記指名停止期間中あるいは指名停止期間終了後に、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、同要綱第9の規定による指名停止の解除等に該当するので、希望する場合は申し出ること。

別記様式2

文書番号
年 月 日

登録業者の会社名等
代表者氏名様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 当初の指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 変更後の指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

3 期間変更の理由

※ この決定に苦情がある場合は、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱第7条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対して苦情を申し立てることができる。

別記様式3

文書番号
年 月 日

登録業者の会社名等

代表者氏名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

指名停止解除通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止を解除したので通知します。

記

1 指名停止を解除する日

年 月 日

2 解除の理由

別記様式 4

文書番号
年 月 日

登録業者の会社名等
代表者氏名様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

過去の指名停止取扱に関する通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止取扱について、解除に相当するものとして取り扱うものとなりましたので、通知します。

記

1 取扱を始める日

年 月 日

2 取扱の理由

別記様式 5

文書番号
年 月 日

登録業者の会社名等
代表者氏名様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

注 意 書

東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づき、下記のとおり注意
します。

記

・ 注意の理由

○○○○のため

(東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱別表の○の(○)の○に該当)

※ この決定に苦情がある場合は、同要綱第7条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対し
て苦情を申し立てることができる。

別記様式 6

文書番号
年 月 日

登録業者の会社名等

代表者氏名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

競争入札参加資格取消通知

下記のとおり、東京都住宅供給公社の競争入札参加資格を取り消したので通知します。

記

1 競争入札参加資格の取消期間

2年（年月日から年月日まで）

2 取消の理由

○○○○

（東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱第○の○に該当）

3 留意事項

- 取消期間中は、東京都住宅供給公社の競争入札参加資格登録申請はできません。
- 取消期間経過後、東京都住宅供給公社の競争入札に参加を希望する場合は、改めて競争入札参加資格登録申請が必要となります。

※1 合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、資格取消の対象となった登録業者又は登録業者の一部を他の登録業者へ移行する場合は、別記様式 10 により速やかに届け出ること。

※2 資格取消の原因となった役員又は使用人が、役員等（使用人は除く。）となっている他の登録業者がある場合は、別記様式 11 により速やかに報告すること。

※3 この決定に苦情がある場合は、同要綱第 7 条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対して苦情を申し立てることができる。

別記様式 7

苦情申立書

年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒

住所

TEL

商号又は名称

代表者氏名

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

3 申立ての年月日

年 月 日

別記様式 8

回 答 書

年 月 日

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒

住所

TEL

商号又は名称

代表者氏名

東京都住宅供給公社 理事長 ○ ○ ○ ○ 印

- 1 申立てに係る措置
- 2 申立ての趣旨及び理由
- 3 2の主張に対する回答

別記様式9

指名停止業者一覧

	発注者	業者名	所在地	指名停止理由	指名停止期間	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

東京都住宅供給公社 理事長 殿

本店所在地

会社名（承継元の会社名）

代表取締役氏名

合併 ・ 会社分割 ・ 営業譲渡 ・ 事業譲渡 届

この度、弊社（商号又は名称）は、合併・会社分割・営業譲渡・事業譲渡により、
下記のとおり事業の承継がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 承継先（会社名・組織名等）

2 承継内容

3 承継日 年 月 日

※ 上記、合併・会社分割・営業譲渡・事業譲渡のうち、該当理由に○表示すること。

（添付書類）

1 登記簿の謄本（株式会社又は有限会社）

2 合併等契約書（又は計画書）

※ 必要に応じて、その他確認書類を提出いただく場合があります。

東京都住宅供給公社 理事長 殿

本店所在地
会社名
代表取締役氏名

役員等兼職報告書

この度、下記案件につき発生した不祥事件に関連し、弊社社員が役員等（使用人は除く。）として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1 案件名

2 調査対象社員（逮捕又は起訴された社員）

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所

3 上記社員の所属会社

フリガナ 商号又は名称	所在地	役職名

※ 該当する所属会社が複数ある場合は、全て記載すること。

(添付書類)

- 登記簿の謄本（報告会社自身と上記記載会社の謄本及び閉鎖謄本）